

就学援助制度のお知らせ（新小学1年生用）

保護者のみなさまへ

多摩市教育委員会

就学援助制度とは、家庭の経済的な理由によって就学困難な児童の保護者に対して、学用品費、校外活動費、学校給食費などの教育費の一部を援助する制度です。令和6年度の就学援助制度の認定には、生活保護受給世帯であるか、もしくは令和5年中の世帯収入が一定以下であることが要件になります。

また、認定資格の有効期間は原則、年度末までですので、毎年申請が必要です。

(令和5年度において「新入学準備金の入学前支給」が認定になった世帯についても、令和6年度の認定要件は令和5年中の世帯収入のため、申請をしていただく必要があります。)

令和6年度の申請受付は4月に行う予定ですが、審査にあたっては次の2点が満たされていることが必要です。これらのうちいずれかが欠けていると、申請しても否認定となってしまいます。申請される方は、以下の2点について予めご確認ください。

就学援助の認定要件

(I) **多摩市に住民登録をしていること。**

(II) **生計を一にしている方全員が住民税の申告をしていること。**

お一人でも未申告状態の方がおりますと審査することができません。4月から就学援助制度を希望される場合は、収入の有無にかかわらず、必ず確定申告期間内に申告してください。

① 自営業など確定申告をされる方

4月から就学援助制度を受けようとお考えの方は、必ず確定申告期間中に、税務署で令和5年分の所得税の確定申告、または、市役所で令和6年度の市民税・都民税(住民税)の申告が必要となります。確定申告期間を過ぎて申告された場合には、当初認定に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

② サラリーマンで、給与の他に収入がない方

給与所得者の方は、令和5年分の給与支払報告書が勤務先から市役所へ期日までに提出されていることが必要です。扶養者氏名の申告漏れにご注意ください。

(勤務先でご確認ください。)

③ 多摩市に令和6年1月2日以降に転入し住民登録された方、多摩市に住民登録のないご家族の方

令和6年度の課税又は非課税証明書(総収入額等金額の記載があるもの)の提出が必要になります。多摩市は令和6年度の市民税課税権がありませんので令和6年度の市町村民税(住民税)課税又は非課税証明書は令和6年1月1日現在において住民登録をしていた自治体で取得してください。概ね6月頃に取得可能となりますので、令和6年度の証明書を取得後にご提出いただくことになります。

●賃貸住宅にお住まいの方

賃貸(借)契約書の写し等(令和6年4月1日が契約期間に含まれているもの、都営・市営・公社住宅は4月以降の家賃額が確認できるもの)を申請書に添付された場合は、月額家賃相当額(共益費は含まず:上限月額69,800円)の12ヶ月分を基準額に加算します。
加算をご希望の方は、申請に向けて用意しておいてください。

◆援助される項目や申請方法等については、4月に配付する就学援助費申請の案内をご覧ください。

問い合わせ先: 多摩市教育委員会 学校支援課 電話 338-6875(直通)

援助項目一覧表 ※令和6年1月10日現在のものであり、今後改定の可能性があります。

援助項目	支給対象区分	対象学年	援助額	支給予定期	内容等
新入学児童生徒学用品費	準要保護	小1	54,060円 ※3	8月末日	毎年度国が定める基準額を限度とし、4月1日適用者に支給する（ただし、前年度に新入学準備金を受給した場合は除く※3）
		中1	63,000円 ※3		
新入学準備金	準要保護	小6	63,000円	2月末日	毎年度国が定める基準額を限度とし、2月1日適用者に支給する
学用品費	準要保護	全学年	(年額) 小 11,630円 中 22,730円	1回目 8月末日 2回目 10月末日	毎年度国が定める基準額を限度とし、5月以降の認定者は、認定期間に応じた額とする
通学用品費		小2～小6 中2～中3	(年額) 小・中 2,270円	3回目 2月末日 4回目 4月末日	
校外活動費	準要保護	実施学年	実費 (限度あり) 認定月以降に参加した経費のみ	1学期分 10月末日 2学期分 2月末日	学校行事として参加するために、児童生徒から一律に徴収する交通費・見学料等とする（ただし、宿泊を除く）
集団宿泊費	要保護※1 準要保護	小5		3学期分 4月末日	学校行事として参加するために直接必要となる経費で、児童生徒から一律に徴収する額（ただし、要保護児童生徒については夏季休業中に実施された場合は除く）
移動教室費		小6 中1		(特別支援学級の児童・生徒の宿泊を伴う校外活動費の支給は、単独、合同を問わず1人年1回を限度とし翌年4月末日支給とする)	学校行事として参加するために直接必要となる経費で、生徒から一律徴収する額（ただし、市が補助する生徒交通費はここから除く）
修学旅行費		中3			
医療費	準要保護	全学年	実費 (限度あり)	医療券の内容審査後	学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病※2の治療に要した費用で各種保険控除後の保護者負担額
学校給食費	準要保護	全学年	実費	保護者に代わって市が直接公費負担（保護者への支給なし）	多摩市立給食センターの給食費等に関する規定（昭和48年多摩市教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。（認定期間内の納入済み給食費は返還する）

※1 要保護とは、生活保護受給世帯児童生徒のことです。

※2 医療費は、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿瘍疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（むし歯）及び寄生虫の治療に要した経費について援助します。ただし、う歯についての入院に係る経費は対象外です。医療費の請求は、事務処理の都合上、8月以降にお問い合わせください。

医療費の請求には個人番号の提出が必要です。また、確認書類として就学援助費認定通知書も必要となりますので、紛失しないでください。認定通知書は再発行しません。

※3 前年度中に新入学準備金を受給しており、かつ当該年度に決定した新入学児童生徒学用品の額とに差額（不足分）が生じた場合は、当該年度当初申請において準要保護者として認定された者に限り、その差額分を8月末に支給します。

注意事項

- 支給時期については、事務処理上前後することがあります。